

ジェトロ北京・ジェトロ上海ウェビナー  
個人情報 の域外移転に際する手続きの最新動向と  
対応のポイント

2023年1月12日

西村あさひ法律事務所 上海事務所  
首席代表 パートナー弁護士 野村 高志  
代表 弁護士 東城 聡

## NISHIMURA&ASAHI

### 西村あさひ法律事務所 上海事務所

2010年の北京事務所設立に続いて、2014年に設立されました。

設立後、日系企業の中国進出や現地の会社法務、コンプライアンス対応、事業再編、知的財産、労働紛争、危機管理等の現地でのオペレーションで直面する多様な問題を解決して参りました。

上海のほか、東京、北京の各拠点の弁護士、中国律師らと協働して最高レベルのリーガルサービスを提供しています。



弁護士 野村 高志  
西村あさひ法律事務所  
首席代表 パートナー弁護士  
ta.nomura@nishimura.com

1998年弁護士登録。2001年より西村総合法律事務所に勤務。2005年よりフレッシュフィールドズ法律事務所(上海)に勤務。2010年に現事務所復帰、2014年より現職。中国滞在は10年以上に及ぶ。

専門は中国内外のM&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。



弁護士 東城 聡  
西村あさひ法律事務所  
一般代表 弁護士  
sa.tojo@nishimura.com

米国系コンサルティング会社勤務を経て、2008年弁護士登録。

2008-2012年ブレイクモア法律事務所、2012-2016年高井・岡芹法律事務所 上海代表処首席代表、2016-2019年瓜生・糸賀法律事務所 上海代表処首席代表としての勤務を経て、2020年1月より現職。

中国業務を中心として、新規投資、リストラクチャリング、不正調査・防止業務、会社法・労働法対応を通して日系企業を支援する。

# 1. データローカリゼーションと域外移転にかか る個人情報保護法の規定

# 1-1. データローカリゼーションと域外移転

◆ 国内データ保存(データローカリゼーション)の義務者は限定されている。国内にデータを保存する義務については、次の者に負わされている(個人情報保護法40条)。

## ① 重要情報インフラ運営者

→重要情報インフラ:「公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務等の重要な業種及び領域の基幹的情報基礎施設等、ひとたび機能の破壊若しくは喪失又はデータの漏洩に遭遇すれば、国の安全、国民経済・人民生活又は公共利益に重大な危害を及ぼすおそれのある基幹的情報基礎施設」(ネットワーク安全法31条)。

## ② 処理データの量が国家ネットワーク情報部門所定の数量に達する情報処理者

→「所定の数量に達する情報」の量については、安全評価が必要な要件(9P)と同内容であると解される。


上記に該当すると、(後述の域外移転の前提条件の条項に関わらず)域外移転時には、「**国家ネットワーク情報部門が組織する安全評価**」に合格しなければならない。

## 1-2. データローカリゼーションと域外移転

### ◆ 域外移転の前提条件

個人情報取扱者は、業務等の必要により、中華人民共和国国外に対し個人情報を提供する必要が確実にある場合には、次のいずれか一つの条件を具備しなければならない(個人情報保護法38条1項)。

- ① この法律第40条の規定に従い、国家ネットワーク情報部門が組織する**安全評価**に合格すること。
- ② 国家ネットワーク情報部門の規定に従い、専門機構が行う**個人情報保護認証**を経ること。
- ③ 国家ネットワーク情報部門の制定する**標準契約**に従い国外の受領者と契約を締結し、双方の権利及び義務を約定すること。
- ④ 法律・行政法規又は国家ネットワーク情報部門所定の**その他の条件**に合致すること。

 ①～③の手續の整備状況については2-4において後述。

## 1-3. データローカリゼーションと域外移転

- ◆ 域外移転を行う個人情報取扱者の義務(法38条3項、39条)
  - ✓ 必要な措置を講じ、国外の受領者が個人情報を取り扱う活動がこの法律の定める個人情報保護の水準に達していることを保障する。
  - ✓ 国外受領者の名称又は氏名、連絡方法、取扱いの目的、取扱方法、個人情報の種類並びに個人が国外受領者に対しこの法律の定める権利を行使する方法及び手続等の事項を告知する。
  - ✓ 個別の同意を取得する。

# 【参考】個人情報取扱いの前提条件①

## ◆ ①同意の取得等

個人情報を取り扱う場合は、前提として**個人の同意**を取得するのが原則。

⇒同意は、個人が十分に事情を知る前提において、自由意思により、かつ明確になされる必要あり(法14条、書面同意までは要求されていない)。

・ 同意のほか、次の条件を満たす場合も個人情報を取り扱うことが可能

① 個人を一方当事者とする**契約の締結又は履行のため**に必要であり、又は法により制定された**労働規則制度及び法により締結された集団契約に従い人的資源管理を実施する**のに必要なとき。

② **法定の職責又は法定の義務の履行のため**に必要なとき。

③ **突発的な公共衛生事件に対応するため、又は緊急の状況において自然人の生命の健康及び財産の安全を保護するため**に必要なとき。

④ **公共利益のためにニュース報道、世論監督等の行為を行うため、合理的な範囲内において個人情報を取り扱うとき。**

⑤ この法律の規定に従い、合理的な範囲内において、個人が**自ら公開し、又はその他の既に適法に公開された個人情報**を取り扱うとき。

⑥ 法律又は行政法規所定のその他の事由があるとき。

# 【参考】.個人情報取扱いの前提条件②

## ◆ ②告知の義務

顕著な方法及び明瞭かつ理解しやすい言語によりありのままに、正確かつ完全に個人に対し次の事項を告知しなければならない(法17条1項)

- ① 個人情報取扱者の名称又は氏名及び連絡方法
- ② 個人情報の取扱いの目的及び取扱方法並びに取り扱う個人情報の種類及び保存期間
- ③ 個人がこの法律の定める権利を行使する方法及び手続
- ④ 法律・行政法規の定めるその他の告知すべき事項

### センシティブ個人情報

✓ さらに、個人に対してセンシティブ個人情報を取り扱う必要性及び個人の権益に対する影響を告知しなければならない。

### 域外移転

✓ さらに、国外受領者の名称又は氏名、連絡方法、取扱いの目的、取扱方法、個人情報の種類並びに個人が国外受領者に対しこの法律の定める権利を行使する方法及び手続等の事項を告知しなければならない。



## 2. 安全評価手続

## 2-1. 安全評価手続

「データ越境安全評価弁法」(2022年9月1日)は**施行から6ヵ月以内**に、該当するデータ越境活動は**当該弁法に適合するよう是正**しなければならないとする。

### ■ 対象:

- (1) データ取扱者が国外に重要データを提供するとき。
- (2) 重要情報インフラ運営者及び100万人以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者が国外に個人情報を提供するとき。
- (3) 前年1月1日以降、累計で10万人の個人情報又は1万人のセンシティブ個人情報を国外に提供したデータ取扱者が、国外に個人データを提供するとき。
- (4) 国家ネットワーク情報部門の定めるデータ越境に係る安全評価を申告すべきその他の事由。

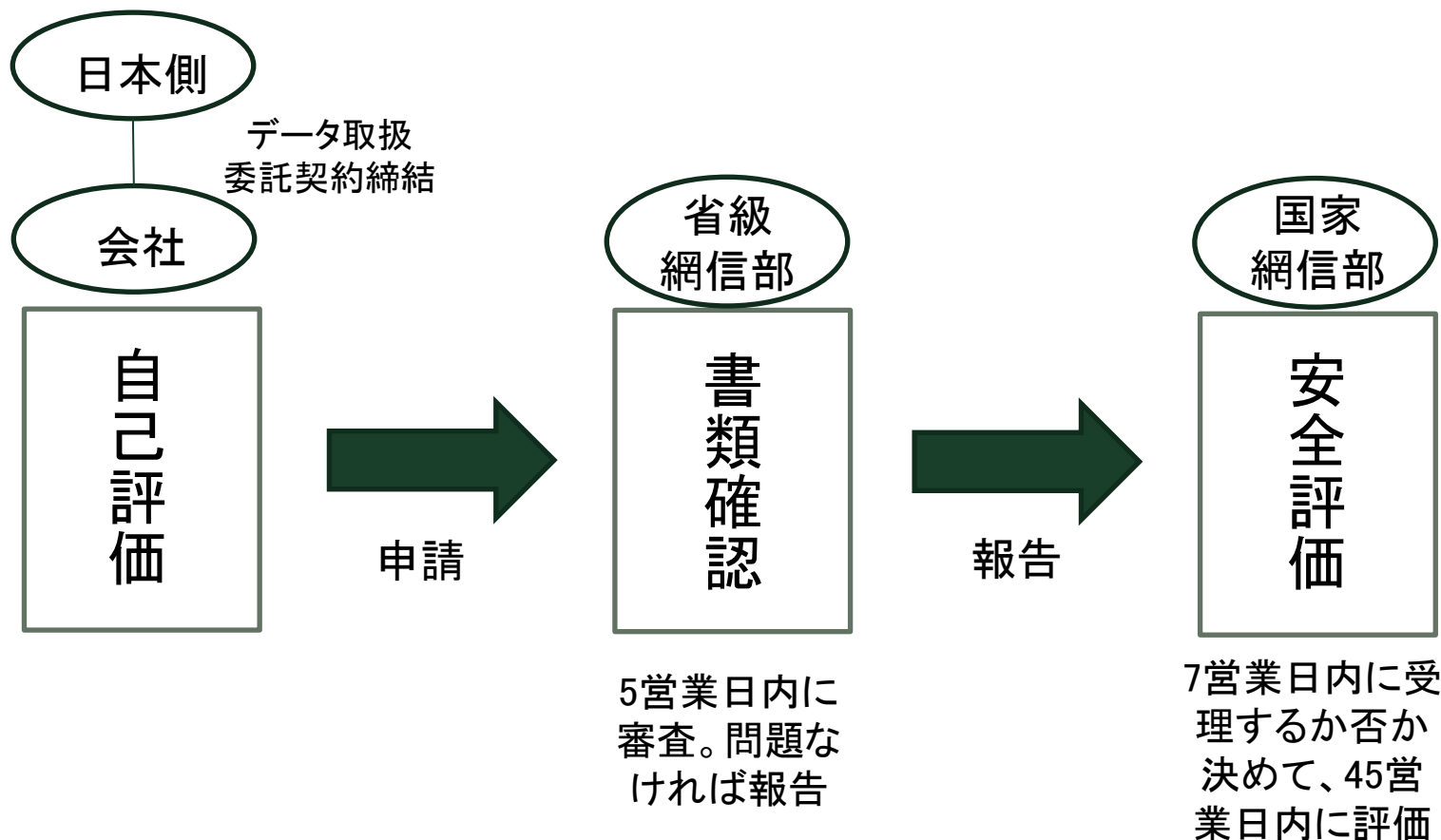
## 2-2. 安全評価手続

### ■ 重点評価項目：

- (1) データ越境及び国外受領者のデータ取扱いに係る目的、範囲、方法等の適法性、正当性、必要性
- (2) 越境データの規模、範囲、種類及びセンシティブレベル、データ越境が国の安全、公共利益、個人又は組織の適法な権益にもたらす可能性のあるリスク
- (3) 国外受領者が負担することを承諾した責任義務、責任義務を履行するための管理及び技術措置、能力等が越境データの安全性を保障できるか否かなど。
- (4) データの越境中及び越境後に改ざん、破壊、漏えい、紛失、移転又は不法取得、不法利用等のリスクに遭遇した場合における個人情報権益の維持・保護に係るルートが円滑であるか否か。
- (5) 国外受領者と締結したデータ越境に関する契約その他の法的効力のある文書等において、データ安全保護責任義務を十分に約定したか否か。
- (6) データ越境の安全性に影響を及ぼす可能性のあるその他の事項

## 2-3. 安全評価手続

安全評価手続は、まず個人情報取扱者が自己評価を行い、その後に省級、国家級のネットワーク情報部門に申請、報告がされる。該当部門は、現在のところ、**インターネット情報弁公室**である。



## 2-4. 安全評価手続

- 留意点：
  - ✓ **該当性の確認**。該当する個人情報保有又は取り扱っている企業は、直ぐに準備をしなければ2023年3月1日に適合した状況にすることは困難と思われる。
  - ✓ 各省、省級市の「**インターネット情報弁公室**」には、**問い合わせ窓口**が作られており、**申請に関連したガイドライン**も公表されている。
  - ✓ **自己影響評価手続のガイドライン**も示されている。なお問い合わせは具体的な企業名称を出した問い合わせしかできない状況である。
  - ✓ 国外受領者と締結したデータ越境に関する契約その他の法的効力のある文書等を締結する必要がある。結局は標準契約同様に、中国当局に必要な個人情報取扱いの記録や必要に応じた監督を受けることを義務として負うことが求められる可能性が高い。
  - ✓ **有効期間は2年**であり、有効期間満了の60営業日前までに改めて評価を申告しなければならない。

### 3. 安全認証手続

## 3-1. 安全認証手続

個人情報保護法及び個人情報安全規範(GB)を実現するために全国情報安全標準化技術委員会が2022年6月にガイドライン「個人情報越境処理活動安全認証規範」を公表。その後、2022年12月には、改正版が公表された。また、国家インターネット情報弁公室から同月に「個人情報保護認証実施規則」が発表された。

### ■ 申請者と実施機関

法人が専門機関に申請をするのが原則(域外適用を受ける場合には、域内に設置した機構または代表者がそれぞれ申請主体となる)

### ■ 適用対象

安全認証の適用対象について、「認証規範」初版では、「**多国籍企業又は同一経済、事業体傘下の子会社又は関連会社間の個人情報の越境取扱活動**」及び「**個人情報保護法の域外適用がされる個人情報取扱活動**」とされていたが、改正版によって、「**全ての個人情報取扱活動**」とされたため、他の手続とどのように使い分けをするのか不明確となっている。

## 3-2. 安全認証手続

認証の手続は、技術検証、現場検査、認証取得後の監督のプロセス(モデル)に分別される。

具体的には次の流れが想定されている。

1. 認証委託者は、認証機構に要求される**認証委託資料**(認証委託者の基本資料、認証委託書、関連証明文書等)を提出。
2. 認証機構は、認証委託資料を確認し、かかる資料に基づき**認証方案**を確定。
3. 技術検証機構は、認証方案に従い**技術検証を実施**し、認証機構及び認証委託者に**技術検証報告書**を発行。
4. 認証機構は、現場検査を実施し、認証委託者に**現場検査報告書**を発行。
5. 認証機構は、**認証委託資料、技術検証報告書、現場検査報告書**及びその他の関連資料・情報に基づき総合的に評価したうえで認証決定を実施。
6. 認証機構は、認証有効期間内において、認証取得した個人情報取扱者に対し**監督管理を継続的に実施**。



## 3-3. 安全認証手続

- 留意点：
  - ✓ 認証規範には、**国外受領者と法的効力のある文書等を締結する必要がある旨が記載されており、こうした文書がないと安全認証が認められない可能性が高い。結局、標準契約同様に中国当局に必要な個人情報取扱いの記録や必要に応じた監督を受けることを義務として負うことが求められる可能性が高い。**
  - ✓ 認証の有効期間は**3年**であり、継続する場合には期間満了前の6ヵ月間に再申請が必要となる。越境処理を含む活動に対しては「**PIPCB**」の文字の入ったマークの使用が認められる。
  - ✓ 認証機関自体は、政府機関ではないため、**安全評価手続よりは、ガバメントアクセスの問題が起きにくい**と考えることもでき得る。標準契約よりは、**費用等はおかかると思われるが、専門機関の確認を経るため、後々違法とされるリスクは比較的低い**と言い得る。具体的な認証機関については、まだ準備中と思われるが、こうした機関の実務対応をみて、どの手続が良いか判断することが考えられる。

## 4. 標準契約

## 4-1. 標準契約

2022年6月30日に標準契約の規定及びテンプレートの意見募集稿が公表される。

■ 対象(安全評価手続の対象ではないこと)

- (1) 重要情報インフラ運営者に該当しないこと
- (2) 取り扱う個人情報が100万人を下回ること
- (3) 前年1月1日以降に国外提供した個人情報の累計が10万人を下回ること
- (4) 前年1月1日以降に国外提供したセンシティブ個人情報の累計が1万人を下回ること

■ 必要な手続

✓ 個人情報保護影響評価の実施。

✓ 所在地の省レベルのネットワーク情報部門(インターネット情報弁公室?)に届出。

✓ 有効期間の定めなし。

## 4-2. 標準契約の主な義務

あくまで意見募集稿ではあるが、主な義務は次のとおり。

- 個人情報取扱者の義務
- ✓ 収集・使用の最小限、同意の取得等の正当化根拠に基づいた取扱い、告知義務等（センシティブ個人情報、14歳未満の未成年者の個人情報の取扱いも法律どおりであること）。
- ✓ 本契約について個人情報主体に対して告知。
- ✓ 国外受領者の個人情報活動について監督管理機関への情報提供等。
- ✓ 個人情報保護影響評価の実施、結果の3年間の保存。
- ✓ 個人情報主体の要求に基づき、本契約の写しを個人情報主体に提供。

## 4-3. 標準契約の主な義務

あくまで意見募集稿ではあるが、主な義務は次のとおり。

- 国外受領者の義務
- ✓ 合意された目的等にあった取扱い。
- ✓ 個人情報主体の要求に基づき、本契約の写しを個人情報主体に提供。
- ✓ 必要最小限、最短の取り扱いとする。
- ✓ 効果的な技術、管理措置を講じる。
- ✓ 授権権限を最小限とする。
- ✓ 漏洩時の中国監督管理機関への報告、個人主体への通知
- ✓ 第三者提供についての制限
- ✓ 自動化意思決定についての意思決定の透明性等の保証。拒絶方法の提供
- ✓ 個人情報取扱者に関覧監査権限を認める。
- ✓ 実施した個人情報の取扱活動について客観的な記録を行い、記録を少なくとも3年間保存する。関連法令の要求に従い、直接に又は個人情報取扱者を通じて関連記録書類を監督管理機関に提出。
- ✓ 監督管理機関による検査に協力等。

## 5. まとめと三つの手続の比較

## 5. まとめと三つの手続の比較

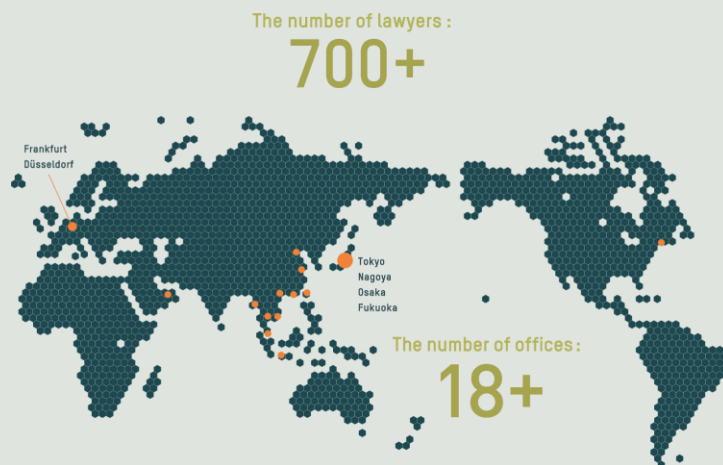
法律上は、域外移転に際して、前述の3つの方策のいずれかを選択する必要がある。安全認証、標準契約等は細則が未定の部分もあるため、参考情報に基づいて記載しており、今後取扱いが変わる可能性がある点をご理解頂きたい。

	安全評価手続	安全認証手続	標準契約締結
自己評価	必要	必要	必要
申請、認証、届出先	ネットワーク部門に申請・許認可	専門機構に申請・認証	ネットワーク部門に届出
国外受領者との書面締結	必要	必要	必要
有効期間	2年	3年	不明
対象	一定数を超える個人情報等	対象制限はなくなっている。	安全評価手続以外
備考	一番厳しい審査がされる可能性	認証機関次第であるが実務運用が不透明	明らかにされている義務は国外受領者にとって軽いとはいえない。

# 西村あさひ法律事務所

www.nishimura.com

- 1966年創立、700名を超える弁護士等専門家を擁する日本最大手の法律事務所
- 東京に中国業務室、北京、上海、シンガポール、ベトナム(ハノイ・ホーチミン)タイ、ミャンマー、インドネシア、香港、台北、ドバイ、NY、ドイツにも支所/拠点を置く



#### <上海オフィス>

〒200040 上海市静安区南京西路1601号 越洋広場40階  
Tel: 86-21-5280-3700 (代表) Fax: 86-21-6203-0191  
■Email: [info\\_shanghai@nishimura.com](mailto:info_shanghai@nishimura.com)

#### <東京オフィス 中国業務室>

〒100-8124 東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー  
Tel: 03-6250-6200 (代表) Fax: 03-6250-7200  
■Email: [eapg@nishimura.com](mailto:eapg@nishimura.com)

#### <北京オフィス>

〒100025 北京市朝陽区建国路79号  
華貿中心第2オフィスタワー4階08号  
Tel: 86-10-8588-8600 (代表) Fax: 86-10-8588-8610  
■Email: [info\\_beijing@nishimura.com](mailto:info_beijing@nishimura.com)

本プレゼンテーションに含まれる情報及び意見は、包括的な研究や法的助言の提供をその目的としておらず、個別の状況に関する具体的助言の代わりとなるものとして依拠され、又は取り扱われるべきではありません。本プレゼンテーションで扱われる話題は、その実施日時点におけるものであり、その後における法又は運用の変更を反映するものではありません。

中国個人情報保護法に関連する業務のお問い合わせ、資料のお尋ねについては、「[sa.tojo@plus.nishimura.com](mailto:sa.tojo@plus.nishimura.com)」までご連絡ください。